

# 令和2年度長野県ハンター養成学校 実施要領

## 1 事業目的

野生鳥獣による農林業の被害対策において、加害鳥獣の捕獲は重要かつ必要不可欠な対策の一つですが、狩猟者の高齢化、若年層の参入減少等により、近い将来捕獲者が不足し、加害鳥獣の捕獲が進まなくなることが懸念されています。

そこで、狩猟経験の浅い人や狩猟等鳥獣の捕獲に関心を持つ人を対象として、野生鳥獣の適正な管理や捕獲に必要な知識や技術を身につけた捕獲従事者の確保を目的に「長野県ハンター養成学校」を開校し、野生動物に負けない地域づくりに欠かせない人材を養成します。

## 2 講座内容について

狩猟免許を所持している方も所持していない方も、本講座を受講することにより、鳥獣の狩猟・捕獲活動に従事する際に必要な知識、技術を身に付けることができるカリキュラムとなっています。講座修了後は、地域の鳥獣捕獲活動へ従事するとともに、狩猟の魅力を発信し、インフルエンサーとして新規狩猟者の発掘にも活躍いただくことを目標としています。

## 3 入校の要件（以下の全ての項目に該当する方を入校対象者とします）

- ①長野県内で狩猟者登録を行い、野生鳥獣の捕獲活動に参加する意向があること。
- ②狩猟免許未所持、または免許取得後2年以内の者であること。なお、狩猟免許未所持者にあつては、今年度中にわな猟及び第1種銃猟の狩猟免許を取得する意向があること。
- ③ブログやSNSのアカウントを持ち、情報発信している者であること。また、本講座や修了後の様子を、入校生の活動として狩猟の魅力を発信する意向があること。
- ④別紙カリキュラムの講座を、原則として全て受講することができる者であること。
- ⑤長野県内在住者または県内に在住する意向があり、満18歳以上であること。
- ⑥長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

※②について、狩猟免許試験の実施日程等を長野県公式ホームページで公開しているため、参考としてください。

・長野県狩猟免許試験の日程等

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/shuryo/oshirase.html>

・狩猟免許とは

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/choju/joho/menkyo.html>

## 3 定員

10名程度（応募者多数の場合は選考します。詳細は下記7と8をご確認ください）

## 4 講習内容について（※詳細は別紙カリキュラムを参照）

### ①狩猟入門講座

狩猟の始め方や、地域との関わり方、猟場の見つけ方などを学びます。

### ②銃猟講座

銃猟の魅力や始め方、銃の取扱いや種類などについて、モデルガンを使い学びます。

### ③解体・ジビエ利活用講座

シカや鳥の解体や、ジビエ料理について学びます。

### ④わな猟講座

わな猟の魅力やわなの種類や扱い方について学ぶほか、くくりわなの仮設を行います。

### ⑤実技講座

学んだことをフィールドで実践し、獲物の捕獲に挑戦します。

※講座内容は変更になる場合があります。

## 5 応募期間

令和2年8月3日（月）～令和2年8月21日（金）午後4時まで

## 6 申込方法

申込み専用フォームから申し込んでください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScVM5hMV0wJKxkSVnlyUA-KcLeePmSi5dLz7CWTH4vPaya63w/viewform>

(右記QRコードから移動できます)



個人情報「ハンター養成学校」以外の目的で使用することはありません。

※保険加入手続きにおいて、保険会社に対して受講生の氏名、住所、生年月日等を提供しますので、御承知おきください。

## 7 選考方法

申込専用フォームで「3」に示す入校の要件を満たすことを確認した上で、自由記述式の質問の記述内容を審査し、入校者を決定します。

自由記述式質問は、①ハンター養成学校の受講を希望する理由、②受講を通じて特に学びたいこと、③修了後に取り組みたい活動について、述べてください。

## 8 選考結果

申し込まれた皆様に入校の可否を長野県林務部 鳥獣対策・ジビエ振興室からメールで通知します。

## 9 お問い合わせ先

電子メール：naganohuntingschool@gmail.com

(メールでのお問い合わせの場合は、件名を「ハンター養成学校問合せ」としてください。)

## 10 受講料について

受講料は無料です。

ただし、講習会場への交通費、食事及び宿泊に係る費用、受講に当たって加入する保険料、狩猟免許試験受験料、猟銃所持許可に係る費用、狩猟者登録に係る費用（狩猟税及び手数料）等は受講者負担となります。(次表を参考にしてください。)

(参考) 参加者の実費負担が必要となる各種講習会等の受講費用 (見込み)

区分	内 訳	費用 (円)	備 考
狩猟免許取得経費	受験料	5,200 円 . . . A	免許の種類ごとに受験料が必要
	申請添付書類 (医師の診断書)	3,000 円程度～ . . . B	複数の免許を同時に取得する場合でも 1 部で可
猟銃所持許可取得経費	・銃猟等講習会受講 ・各種申請手数料 ・申請添付書類 (診断書) ・射撃教習経費 等	50,000 円～ . . . C	第一種銃猟免許を取得し、猟銃を所持する予定の方は必要
狩猟者登録費用	第一種銃猟	18,300 円 . . . D	狩猟免許とは別に、狩猟をする際、種別ごとに毎年手続きと費用が必要 この他に別途ハンター保険加入料が必要
	わな猟	10,000 円 . . . E	
免許別実費負担額 (概算)	第一種銃猟	76,500 円 程度～	A+B+C+D
	わな猟	18,200 円 程度～	A+B+E
	第一種銃猟+わな猟	92,000 円 程度～	(A×2)+B+C+D+E

※各種費用の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

- ・ 狩猟免許取得、狩猟者登録について (長野県公式ホームページ)

[https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/syuryou\\_tekiseika.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/syuryou_tekiseika.html)

- ・ 猟銃所持許可について (長野県警察公式ホームページ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/shinsei/seian/jjyohosyoji.html>

※猟銃所持許可の取得に際して、猟銃、ガンロッカー、装弾ロッカーの購入費用が別途かかります。なお、猟銃所持許可に関する手続きについては、現住所を管轄する警察署にお問い合わせください。

## 11 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

感染防止を図るため、以下の点についてあらかじめ御了承をお願いします。

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、中止や日程等の変更をする場合があります。中止や変更をする場合は、長野県ホームページでお知らせします。また、開校後は、受講者にメール等でお知らせします。
- ・ 受講時には、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿って、感染防止対策を行います。
- ・ 受講日に発熱や風邪症状が見られる方は、出席を見合わせてください。当日の体調の状況で、受講をお断りする場合があります。
- ・ 咳エチケット、手洗いの励行、マスクの着用にご協力をお願いします。
- ・ 受講時には、猟具 (銃やワナなど) に触って取扱いを体験していただく場合があります。必要に応じて、感染防止のための手袋等をご持参ください

## 12 その他

ハンター養成学校専用ホームページでは、講座の写真等を公開し情報発信を行います。受講生の様子も公開の対象になりますので、御承知の上応募願います。